7.A

社会を明るくする運 動 強調 万 間

青少年 青少年に有害な社会環境排除県民運動強化月間 の非行・被害防止 全国 |強調 月間

犯罪や非行 るい社会のために 0) な U

ります。 るもので、 ない明るい社会を築こうとす 力を合わせて、犯罪や非行の 解を深め、それぞれの立場で した人たちの更生について理 犯罪や非行の防止と、罪を犯 運動強調月間」です。 この運動は、 7 · 月 は 「社会を明るくする 本年で49回目にな 全ての国民が

が行われますが、特に期間中協力を訴えるさまざまな活動 運動強調月間」である7月を 広報活動が行われます。 体の協力により、 保護女性会およびその他の団 中心に、更生保護への理解と この「社会を明るくする運 本年も「社会を明るくする 保護司会を中心に、更生 市内各地で

資金協力をいただいており、

じて1戸当たり30円の ための資金として、

> ご支援をいただきますよう、 させていただいています。 設への慰問、研修などに活用 の啓発物の配布、 お願い申し上げます。 もに、今後とも、この運動に さんにお礼を申し上げるとと 市内中学校・高等学校などで ご協力いただいた市民の皆 更生保護施

地 域で、はぐくむ、 が、見守る

直し、安全・安心な地域社会ためて大人の視点から見つめ 少年に有害な社会環境排除県 被害防止全国強調月間」7月は、「青少年の非 害な社会環境について、あら 成、また、青少年にとって有 ていくことは皆の願いです。 民運動強化月間」です。 の非行・被害防止と健全育 この月間を機会に、青少年 郷土の未来を担う青少年 心豊かに健やかに成長し 青少年の非行・ 青

むぇ゛誰もが自然に声かけで、青少年は地域社会ではぐく 運動」の実践にご協力くださ 地域の大人が青少年一人一人 きる社会』の実現に向けて、 け、声を掛ける「愛の声かけ に対して温かなまなざしを向

子どもにあいさつすることか 変わる〟まずは、近所に住む "大人が変われば子どもも

有害自動販売機3ない運動

誌、ポルノコミックス、アダ 販売機(露骨な性描写の雑 利用しない・放置しない」の 販売機)を「設置させない・ トグッズなどを販売する自動 ルトビデオ・DVD、 「有害自動販売機3ない運 青少年にとって有害な自動 の実践にご協力ください。 アダル

づくりにご協力ください。

青少年へ愛の声かけ運 動

ら始めてみましょう。

少年育成委員が活動しています

市では、少年の非行防止 について、青少年補導関係 の機関(教育・行政・警察) および団体が中心となり、 市民の参加を得て、少年の 非行防止活動をより効果的 に推進するため、合同活動



の拠点である少年育成センターを設置しています。 また、中野市少年育成委員は、各地区などから選 出され、市長の委嘱を受けた80人の方が3年の任期 で活動しています。

活動内容は、街頭補導活動、少年相談活動、環境 浄化活動などで、問題少年の早期発見と早期補導活 動による青少年の健全な育成の推進を図っています。

今後、強調月間に合わせて、催事が行われている 市街地の巡回補導活動や環境浄化活動、青少年健全 育成協力店の協力要請活動などを実施していきます

有害情報から子どもを守る

クセスできないようにするた

とって有害な情報が含まれる サイトがあります。 ターネット上には、青少年に 携帯電話やパソコンのイン

トの利用環境を整える必要が うにするため、インターネッ 報から悪影響を受けたり、犯 がインターネット上の有害情 、・被害に巻き込まれないよ 保護者の皆さんは、子ども

子どもが有害なページにア

いて、子どもと話し合うこと時のルールやマナーなどにつ も大切です。 用するなどの対策が有効です。 フィルタリング(有害サイト めに、携帯電話やパソコンに アクセス制限サービス)を利 また、インターネット利用

問い合わせ先

☎222111 (内線357) ☎2221111 (内線255) 福祉課厚生保護係 子育て課青少年未来係

福 金制 度

幼児等、 家庭、 必要です。 には、受給者証の交付申請が 部を給付するものです。 申請の際には保険証、 福祉医療費給付金とは、 福祉医療費の給付を受ける 医療費の自己負担額の 父子家庭の方などを対 心身障がい者、 母子 各種 乳

> ください。 祉手帳)印鑑、通帳をお持ち育手帳・精神障がい者保健福

課厚生保護係 乳幼児等以外に関して…福祉 子ども支援係 (内線356) (内線276)

手帳

(身体障がい者手帳・療

給付範囲

外来

入院

外来

のみ

外来

入院

乳幼児等に関して…子育て課市役所代表の22111

75歳以上の方すべてが加入す る医療保険です。 後期高齢者医療保険制度は

を受診する際は、 す。大切に保管し、 チラシでご確認ください。 ついては通知書および同封の 保険証を自宅に郵送します。 ていることを証明するもので この保険証は保険に加入し また、7月末までに新しい 必ずお持ち 医療機関

後期

は、

送りします。 に伴い、平成26年度保険料決平成26年度の住民税額確定 定納入通知書を7月中旬にお

ください。 保険料の金額、 計算方法に

医療 保険

高

険

制度

保険料計算式

区分

身体障がい者

精神障がい者

保健福祉手帳

65歳以上国民

年金法該当者

母子家庭、

父子家庭等

手帳交付者

療育手帳

交付者

交付者

乳幼児等

均等割額40,347円

+

所得割額(前年中の総 所得金額-基礎控除額 33万円)×率8.10%

Ш

保険料 (年額)

末までにお送りします。 1年更新のため、 保険証に記載の負担

保険料

※父子家庭は

支給対象者 (所得制限)

(4級は所得税非課税世帯が対象)

(B2は特別障がい者手当に準じた

1級…特別障がい者手当に準じた所

2級…市民税または所得税非課税の

障がい基礎年金を受給している方

18 歳未満(高等学校卒業まで)

児童扶養手当に準じた所得制限あり

方(世帯員全員が1級と同じ

0歳から中学校3年生まで

(所得制限なし)

1級~4級

 $A 1 \sim B 2$

所得制限あり)

(1級または2級)

童を扶養している方

得制限あり

所得制限あり) 3級…市民税非課税世帯

> ます。一人当たりの保険料額 被保険者一人一人に掛かり

付方法をご確認ください。 されている通知文により、納 お送りする納入通知書に同封 (特別徴収) となりますが、 剿、 年金から引き落とし

保険証

毎年7月

応じた軽減措置があります。 ※4月から、保険料率や年間 けられない場合があります。 額」の合計になります。 等にご負担いただく「均等割 じてご負担いただく「所得割 していない世帯は、軽減を受 を減らすため、世帯の所得に ただし、前年の所得を申告 また、所得が低い方の負担 覧ください。 保険料の限度額などが改定 なかの4月号20ページをご となりました。詳細は広報 その方の前年の所得に応 被保険者の全員が均 ます。

保険料の納付

入の70歳以上75歳未満の方中野市国民健康保険にご加

用できなくなります。まんます。現在お使いの「受します。現在お使いの「受ける」を郵送 があるときは郵送できな 7月末までに | 国民健康 9月末までに郵送しま ただし、保険税に滞納 国民健康保険の保険証

福祉課国保医療係問い合わせ先

(22) 2 1 1 (内線296)

は1割または3割で、現役並医療費の一部負担金の割合)割合(医療機関窓口で支払う み所得者の方は、3割となり

くなりますので、8月1日以 は、8月1日から使用できな 降に破棄してください。 なお、現在お使いの保険証

誕 75 生 歳 生日を迎える方 の

誕生月の翌月にお知らせします。 前日までに自宅へ郵送します。 険証は75歳の誕生日を迎える また、保険料については、 加入手続きは不要です。

場合があります。